

社会福祉法人清心保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清心保育園（以下「当法人」という）定款 8 条及び第 12 条の規定に基づき役員（理事及び監事）及び評議員、その他当法人の運営に携わる者（当法人の職員を除く）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等に報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

- 2 旅費について、「出張旅費・宿泊費・日当規定」第 1 条*に基づき、支給する。但し、魚沼市内のみの移動の場合は支給しない。
- 3 宿泊費及び食費について、宿泊を要すると認められる会議並びに研修に出席する場合は「出張旅費・宿泊費・日当規定」第 2 条*に基づき、支給する。
- 4 日当の支給について、出張に対して、「出張旅費・宿泊費・日当規定」第 3 条*に基づき、支給する。

(*「出張旅費・宿泊費・日当規定」の「園長」は「理事長」、「職員」は「役員等」と読み替える)

(改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。